

「情報・コミュニケーションについて」～聴覚障害者の立場から～

けんとういいん
検討委員
うちかわ だいすけ
内川 大輔

げんざい にほん さんせいけん さいばん う けんり きょういく う けんり ろうどう けん
現在の日本には、参政権、裁判を受ける権利、教育を受ける権利、労働の権
りとう にほんこくけんぽう ほしやう けんり りこう ひつやう じょうほう あくせす こみゆにけ
利等、日本国憲法で保障された権利の履行に必要な情報アクセスやコミュニケ
ーションの権利を保障する法制度が確立されていません。このため、聴覚に障
がい わたし しょうがいしゃ じこせんたく じこけつてい しゃかいさんか じゅうぶん すず
害のある私たち障害者は、自己選択と自己決定ができず社会参加が十分に進
まないうちががあります。

ねん がつ こくれんそうかい しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃけんり
2006年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利
じょうやく さいたく しょうがいしゃけんりじょうやく だいい じょう づぎ きてい
条約)が採択されました。障害者権利条約の第21条には次のような規定が
あります。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

ていやくこく しょうがいしゃ だいい じょう さいだ けいたい い しそつう みずか
締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自
せんたく ひょうげんおよ いけん じゅう た もの びょうどう きそ
ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として
じょうほうおよ かんが もと う およ つた じゅう ふく けんり こうし
情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使
することができ、かくほ てきとう そち いかりやく
確保するためのすべての適切な措置をとる。(以下略)
せいふこうていやくあん ねん がつ
政府公定訳案2009年3月)

【背景】

しょうがいしゃ ちょうかく しかく おんせいきのうとう しんたいしょうがい もう ふく
(1)「障害者」とは、聴覚、視覚、音声機能等の身体障害(盲ろうを含む)、
ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい ふく なんびょう た しんしん きのう しょうがい
知的障害、精神障害(発達障害を含む)、難病その他の心身の機能の障害、
あるいはこれらがちょうふく しょうがい い か しょうがい そうしょう
あるいはこれらが重複している障害(以下「障害」と総称する)があるも
のであって、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき はな み か
の障害及び社会的障壁により、話すこと、聞くこと、見ること、書
くこと、読むこと、にんち こんなん おんせい も じとう じょうほう あ
認知することに困難があり、音声や文字等による情報にア
くせす また こみゆにけーしょん しゅだん せんたく にちじょうせいかつ
クセスできない、又はコミュニケーション手段を選択できないため、日常生活
また しゃかいせいかつ せいげん う じょうたい いま のこ
又は社会生活に制限を受ける状態が未だに残っている。

こみゆにけーしょん げんご もじ ひょうじ てんじ しょうかく つか い し
(2)「コミュニケーション」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思
そつう かくだいいも じりやう まる ちめ だいい あなら ひつき おんせい へいい ことば
疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、
ろうどくそ た ほじよてきおよ だいたいてき い しそつう けいたい しゅだんおよ ようしき りやう
朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやす
い情報通信機器を含む)であって、こみゆにけーしょん しょう
い情報通信機器を含む)であって、コミュニケーションを保障するために必要
な手段には、げんごおよ げんご きてん おんせい ひつだん てんじ も じひょうじ
言語及び言語を起点とする音声、筆談、点字、文字表示、わかり
ことば かくだいいも じ ゆびも じ じつぶつ みぶ さいいんとう あいず しょうかく
やすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚

による意思伝達があり、また手話、要約筆記、指点字、手書き文字、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援、さらに補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代換的手段も含めるべきだが、社会環境の整備が遅れている。

(3) 「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を指すが、それらに関する認知が遅れている。

(4) 「コミュニケーション支援等従事者」とは、手話通訳士・者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者、点訳者、朗読者、代読者、知的障害者へ解説等を行う支援従事者等を含めて見るべきだが、認知が遅れている。

【意見】

(1) 障害者は、自ら日常利用している、もしくは選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、障害のない人と平等に地域生活を営む権利を有する。

(2) 情報の提供、情報の利用及びコミュニケーションが保障されない場合は差別とする。

(3) 情報アクセス、及びコミュニケーション保障のためにかかる費用は負担を一切求められないこととする。

※コミュニケーションは双方向性であり、障害者と障害のない人双方にプラスとなります。したがって、その費用を障害者のみに負担させられることはあってはならないことであり、障害者に負担を求められないシステム作りが早急に求められる。

(4) 映画やテレビなどの娯楽でも情報アクセスを得られないばかりか、得たとしても限定的な選択肢しか用意されないのが現在の状況である。娯楽においても、いつでも、どこでも、自由に楽しめる権利を有する。

【条例のポイント】

(1) 地方公共団体は、情報アクセス環境及びコミュニケーション手段の選択ができる環境を整備し、障害のない人との公平、公正な権利を保障する義務を負う。

(2) 都道府県は、都道府県全域における情報アクセス、及び専門性の高い二

一 ず、^{しょうがいとうじしゃだんたいかつどう}障害当事者団体活動^{かか}に関わ^にる^{一 ず}ニーズ、^{とどうふけんぜんいき}都道府県全域^{こみゆにけ}における^{こみゆにけ}コミュニケーション^{せさく}保障^{じっし}の^{せきむ}施策^{ゆう}を実施^{つぎ}する^{とどうふけん}責務^{しょうそん}を^{れんけい}有^{おこな}する。次に^{はか}都道府県は、^{しょうほうあくせす}市町村^{こみゆにけ}と^{一 ず}連携^{しょうほうあくせす}を図^{おこな}りつ^{おこな}つ、^{せさく}情報^{じっし}アクセス^{せきむ}及^{ゆう}び^{せきむ}コミュニケーション^{ゆう}保障^{ゆう}の^{せきむ}環境^{ゆう}整備^{ゆう}を行^{ゆう}う。

(3) ^{しょうそん}市町村^{しょうそん}は、^{しょうほうあくせす}市町村^{およ}における^{こみゆにけ}情報^{一 ず}アクセス^{しょうほうあくせす}、及^{およ}び^{こみゆにけ}コミュニケーション^{しょうほうあくせす}保障^{およ}の^{せさく}施策^{じっし}を実施^{せきむ}する^{ゆう}責務^{ゆう}を^{ゆう}有^{ゆう}する。

【啓蒙・啓発】

(1) ^{じゅうみん}住民^{しょうほうあくせす}は、^{およ}情報^{こみゆにけ}アクセス^{一 ず}、及^{およ}び^{こみゆにけ}コミュニケーション^{こんなん}に^{しょうがいしゃ}困難^{しょうがいしゃ}のある^{しょうがいしゃ}障害^{しょうがいしゃ}者^{しょうがいしゃ}が^{しょうがいしゃ}いる^{しょうがいしゃ}ことを^{しょうがいしゃ}認識^{しょうがいしゃ}し、^{しょうがいしゃ}地域^{しょうがいしゃ}社会^{しょうがいしゃ}において^{しょうがいしゃ}情報^{しょうがいしゃ}アクセス^{しょうがいしゃ}及^{しょうがいしゃ}び^{しょうがいしゃ}コミュニケーション^{しょうがいしゃ}保障^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}推進^{しょうがいしゃ}し、^{しょうがいしゃ}共生^{しょうがいしゃ}社会^{しょうがいしゃ}の実^{しょうがいしゃ}現^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}努力^{しょうがいしゃ}する^{しょうがいしゃ}もの^{しょうがいしゃ}とする。

(2) ^{ちほうこうきょうだんたい}地方公 共 団 体^{しょうがいしゃ}は、^{しょうほうあくせす}障害^{およ}者^{こみゆにけ}の情報^{一 ず}アクセス^{しょうほうあくせす}及^{およ}び^{こみゆにけ}コミュニケーション^{しょうほうあくせす}保障^{およ}について^{しょうがいしゃ}住^{しょうがいしゃ}民^{しょうがいしゃ}の^{しょうがいしゃ}理^{しょうがいしゃ}解^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}深^{しょうがいしゃ}め^{しょうがいしゃ}る^{しょうがいしゃ}よう^{しょうがいしゃ}必^{しょうがいしゃ}要^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}施^{しょうがいしゃ}策^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}講^{しょうがいしゃ}じ^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}け^{しょうがいしゃ}れ^{しょうがいしゃ}ば^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}ら^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}い。

【モニタリング・救済】

(1) ^{ちほうこうきょうだんたい}地方公 共 団 体^{しょうほうあくせす}は、^{およ}情報^{こみゆにけ}アクセス^{一 ず}及^{およ}び^{こみゆにけ}コミュニケーション^{せさく}保障^{せさく}の^{せさく}施策^{せさく}を^{せさく}策^{せさく}定^{せさく}す^{せさく}る^{せさく}に^{せさく}あ^{せさく}た^{せさく}り、^{せさく}情報^{せさく}アクセス^{せさく}、^{せさく}及^{せさく}び^{せさく}コミュニケーション^{せさく}に^{せさく}困^{せさく}難^{せさく}の^{せさく}あ^{せさく}る^{せさく}障^{せさく}害^{せさく}者^{せさく}も^{せさく}含^{せさく}め^{せさく}た^{せさく}モ^{せさく}ニ^{せさく}タ^{せさく}リ^{せさく}ン^{せさく}グ^{せさく}委^{せさく}員^{せさく}会^{せさく}を^{せさく}置^{せさく}き、^{せさく}そ^{せさく}の^{せさく}委^{せさく}員^{せさく}会^{せさく}に^{せさく}お^{せさく}い^{せさく}て^{せさく}意^{せさく}見^{せさく}を^{せさく}求^{せさく}め^{せさく}る^{せさく}よう^{せさく}な^{せさく}体^{せさく}制^{せさく}作^{せさく}り^{せさく}を^{せさく}考^{せさく}え^{せさく}て^{せさく}い^{せさく}た^{せさく}だ^{せさく}き^{せさく}た^{せさく}い。

(2) ^{ちほうこうきょうだんたい}地方公 共 団 体^{せいとう}は、^{りゆう}正^{しょうほう}当^{ていきょう}な^{こみゆにけ}理^{一 ず}由^{しょうほう}なく、^{こみゆにけ}情^{一 ず}報^{しょうほう}の^{こみゆにけ}提^{一 ず}供^{しょうほう}、^{こみゆにけ}コ^{一 ず}ミ^{しょうほう}ニ^{こみゆにけ}ケ^{一 ず}ー^{しょうほう}シ^{こみゆにけ}ョ^{一 ず}ン^{しょうほう}が^{しょうがい}保^{しょうがい}障^{しょうがい}さ^{しょうがい}れ^{しょうがい}な^{しょうがい}い^{しょうがい}場^{しょうがい}合^{しょうがい}は、^{しょうがい}差^{しょうがい}別^{しょうがい}と^{しょうがい}認^{しょうがい}定^{しょうがい}し、^{しょうがい}差^{しょうがい}別^{しょうがい}を^{しょうがい}是^{しょうがい}正^{しょうがい}す^{しょうがい}た^{しょうがい}め^{しょうがい}の^{しょうがい}救^{しょうがい}済^{しょうがい}機^{しょうがい}関^{しょうがい}を^{しょうがい}設^{しょうがい}置^{しょうがい}す^{しょうがい}等^{しょうがい}必^{しょうがい}要^{しょうがい}な^{しょうがい}施^{しょうがい}策^{しょうがい}を^{しょうがい}講^{しょうがい}じ^{しょうがい}て^{しょうがい}い^{しょうがい}た^{しょうがい}だ^{しょうがい}き^{しょうがい}た^{しょうがい}い。

(3) ^{しょうがいしゃ}障^{しょうがい}害^{しょうがい}者^{しょうがい}は、^{しょうほう}情^{ていきょう}報^{こみゆにけ}の^{一 ず}提^{しょうほう}供^{しょうほう}、^{こみゆにけ}コ^{一 ず}ミ^{しょうほう}ニ^{こみゆにけ}ケ^{一 ず}ー^{しょうほう}シ^{こみゆにけ}ョ^{一 ず}ン^{しょうほう}が^{しょうがい}保^{しょうがい}障^{しょうがい}さ^{しょうがい}れ^{しょうがい}な^{しょうがい}か^{しょうがい}つ^{しょうがい}た^{しょうがい}場^{しょうがい}合^{しょうがい}、^{しょうがい}損^{しょうがい}害^{しょうがい}及^{しょうがい}び^{しょうがい}名^{しょうがい}誉^{しょうがい}を^{しょうがい}回^{しょうがい}復^{しょうがい}さ^{しょうがい}れ^{しょうがい}る^{しょうがい}権^{しょうがい}利^{しょうがい}を^{しょうがい}有^{しょうがい}す。